

市川市役所第2庁舎5階相談室設置等修繕 仕様書

この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件名 市川市役所第2庁舎5階相談室設置等修繕
- 2 修繕概要 既存の間仕切りを撤去し、相談室として新たな間仕切りを設置するもの。
- 3 施行場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎5階
- 4 施行期間 自 令和 8年 7月21日（火）
至 令和 8年10月 5日（月）
- 5 業務内容
 - (1) 既存間仕切りの撤去及び処分、壁、床、カーペットの現状復旧
 - ・撤去部分については、「別紙1」を参照
 - ・壁の復旧については、撤去後に生じる穴を、シーリング材（ホワイト系）等により、補修を行うこと。なお、仕上げについては市監督職員との協議によるものとする。
 - ・撤去後復旧する床はOAフロアを新設
 - ・新設するOAフロアはパーティクルボードとする。
 - ・パーティクルボードの厚みは25mmとし、JIS規格品とする。
 - ・復旧する床は安全上支障のない状態とすること。
 - ・カーペットは発注者が支給する。
 - (2) パネル間仕切りの新設
 - ・設置個所については、「別紙2」を参考とすること。
 - ※なお、正確な設置個所については、現地確認及び発注者と協議を行い、設置図面を作成したのち、発注者の承諾を得てから、作業を行うこと。
- 6 パネル仕様
 - (1) パネル間仕切り
 - ・厚み：40～60mm
 - ・幅：900～1200mm
 - ・高さ：2500mm

- ・パネル：不燃材、不透明仕様
- ・色：ホワイト系

(2) ポール

- ・材質：アルミまたはスチール
- ・エンドポール、中間ポール、コーナーポール：必要個所に設置
設置個所については、必ず市監督職員と協議すること

(3) ドア仕様

- ・種類：スライドドア
- ・枚数：各部屋2枚設置
設置個所については、必ず市監督職員と協議すること
- ・開口幅：800～900mm
- ・構造：上吊りレール式
- ・ドアパネル：不燃材、不透明仕様
- ・付属：引手、ソフトクローズ

(4) 固定方法

- ・固定方法：床と天井を固定すること
- ・天井固定：軽天天井の場合、下地補強含む
- ・壁接続部：既存壁へビス固定

(5) その他

- ・天井からの開口部は500mm以上かつ、開口部が当該区画面積の1/50以上とすること。(欄間部分イメージについては「別紙3」参照)
- ・その他関係法令及び規格を遵守すること。

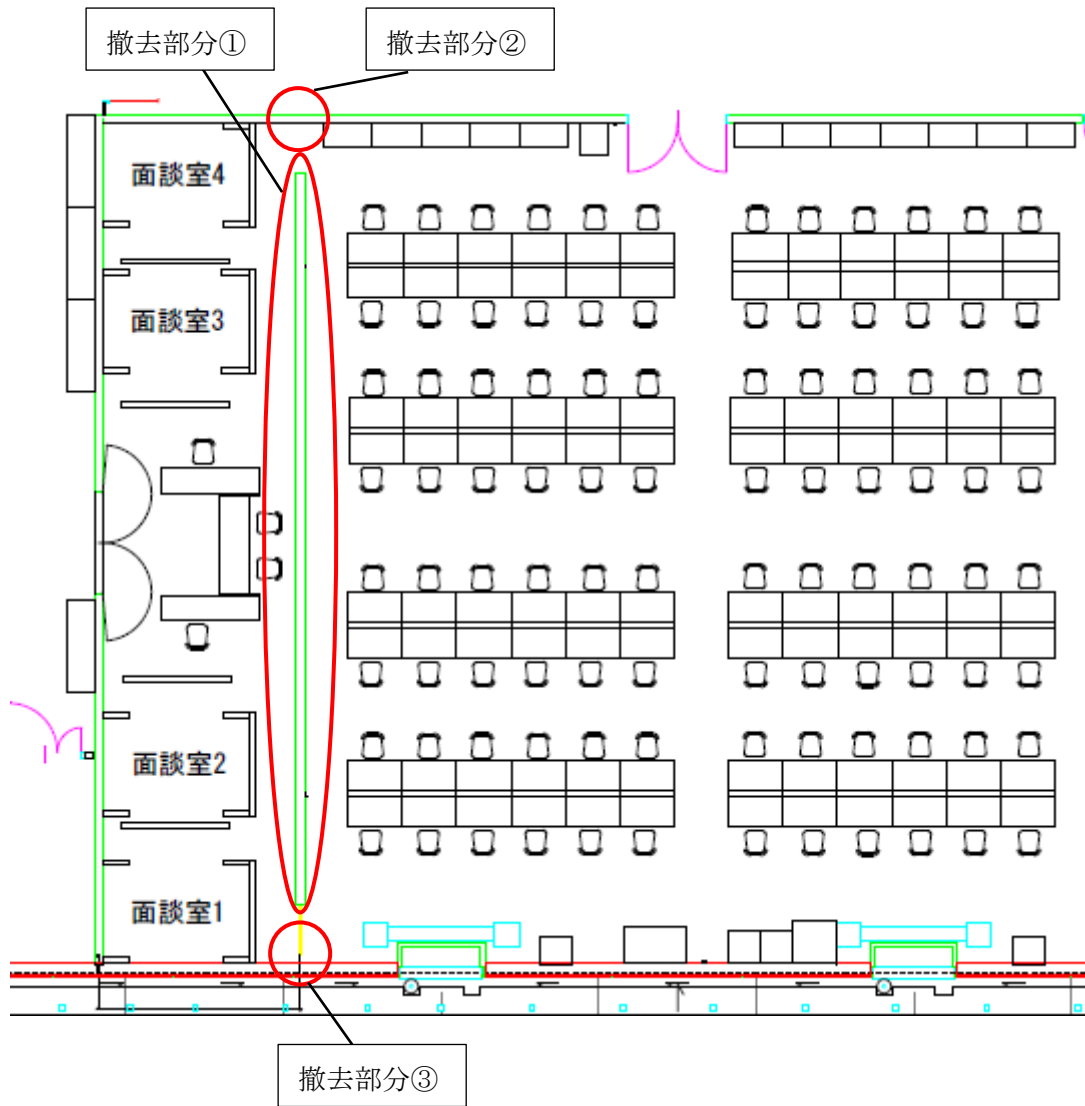
7 留意事項

- (1) 修繕に関しては、安全に留意し十分な危険防止処置を施し無事故・無災害に努めること。
- (2) 疑義が生じた際は、市監督職員と協議し決定する。
- (3) 本修繕により発生した廃棄物については、受注者の責任において、適正に処分すること。
- (4) 施行後、床、カーペット等の現状復旧を行うこと。

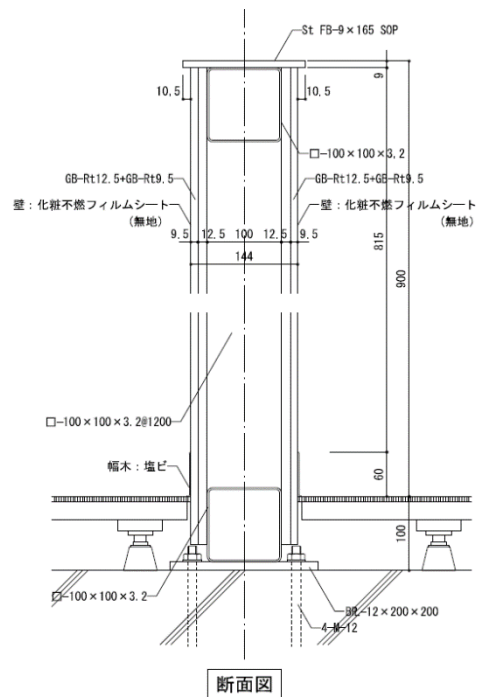
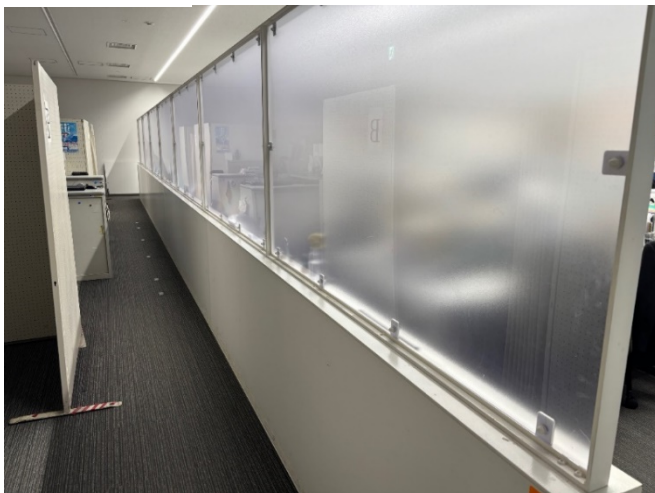
8 提出書類

- (1) 着手届、業務責任者通知書、工程表、設置図面
- (2) 完了届

- (3) 施工写真
 - (4) その他必要書類
- 9 施工条件
- (1) 作業可能日は、市役所通常業務に支障が出ないように、以下に定める期間とする。
 - ・既存間仕切りの撤去及び処分、床、カーペットの現状復旧
令和8年9月12日(土)～令和8年9月13日(日)
 - ・パネル間仕切りの新設
令和8年9月19日(土)～令和8年9月23日(水)
 - (2) 作業時間は、市監督職員と協議し決定すること。
 - (3) 修繕箇所以外に部品撤去を必要とする場合は、事前に市監督職員と協議し決定する。
 - (4) 修繕内容に変更が生じた場合には、市監督職員と協議し決定する。
 - (5) 修繕に起因して不具合が発生した場合には、作業を速やかに中止し、市監督職員に報告するとともに受注者の責任において復旧すること。
 - (6) 仕様書、契約書等に明記されていない事項については、市監督職員と協議し決定する。
- 10 安全管理
- (1) 施設及び設備の危険性および機構、機能を十分認識したうえで業務に携わること
 - (2) 業務に必要な資格を保有した者が作業に従事し、関係法令を遵守して遺漏なきよう業務を進めること。
 - (3) 使用する保護具、計器及び工具等は、事前点検のうえ正常であることを確認して作業員の安全を確保できる体制を整備すること。
 - (4) 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。
- 11 完了検査
- 施行期間内に完了届とともに、全ての書類が提出された日から10日以内に完成検査を受けなければならない。(指摘事項がある場合は速やかに対応すること)
- 12 施工写真
- 修繕に際し施工前・施工中・施工後の写真を撮影し、提出すること。また、施工後の不可視部分を撮影するものとし、修繕が適切であることを証明できるものとする。



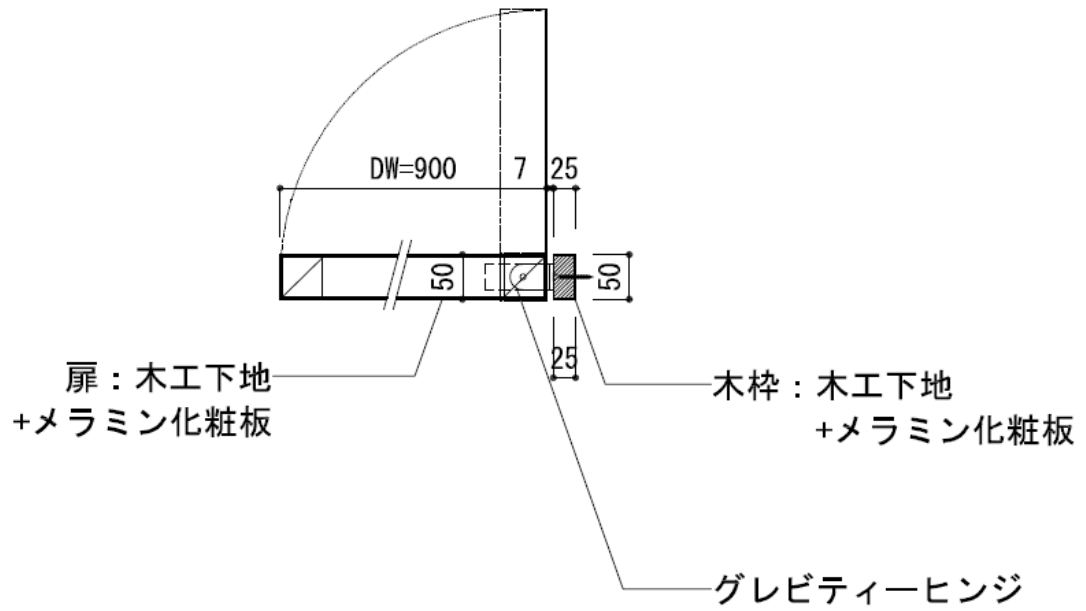
撤去部分①



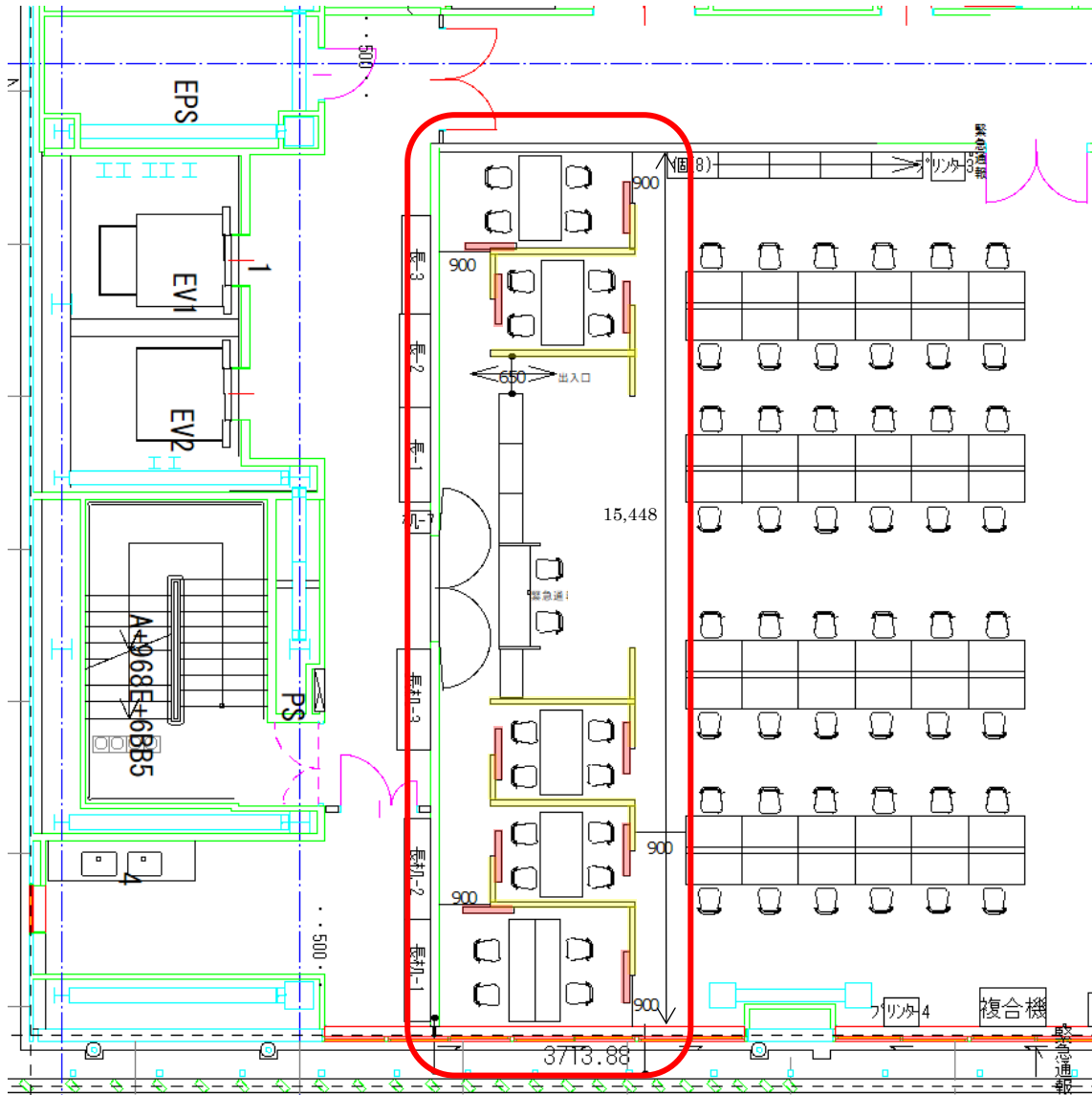
撤去部分②



撤去部分③



パネル間仕切り新設（設置イメージ）



パネル間仕切り

スライドドア

